

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2026年 6 月30日

【会社名】 株式会社中村超硬

【英訳名】 NAKAMURA CHOUKOU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 井上 誠

【本店の所在の場所】 大阪府堺市西区鶴田町27番27号

【電話番号】 072-274-0007 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 田植 啓之

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市西区鶴田町27番27号

【電話番号】 072-274-0007 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 田植 啓之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2026年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額55,104,495円

ロ 効力発生日

2026年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除ならびに重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等の所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、井上誠、井上紘章、田植啓之、井上絢哉、京谷忠幸の5氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、加藤彰、松村安之、中川雅晴の3氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、大山隆司氏を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額250百万円以内と定めることとさせていただきますのであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額30百万円以内と定めることとさせていただきますのであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	53,025	1,614	-	(注) 1	可決 94.59
第2号議案 定款一部変更の件	53,501	1,138	-	(注) 2	可決 95.44
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除く。)5名選任の件					
井上 誠	52,060	2,578	-	(注) 3	可決 92.87
井上 紘章	51,782	2,856	-		可決 92.37
田植 啓之	52,288	2,350	-		可決 93.27
井上 絢哉	51,876	2,762	-		可決 92.54
京谷 忠幸	52,261	2,377	-		可決 93.23
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
加藤 彰	53,257	1,382	-	(注) 3	可決 95.00
松村 安之	53,243	1,396	-		可決 94.98
中川 雅晴	53,187	1,452	-		可決 94.88
第5号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件				(注) 3	
大山 隆司	51,595	3,044	-		可決 92.04
第6号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除く。)の報酬額決定 の件	51,781	2,858	-	(注) 1	可決 92.37
第7号議案 監査等委員である取 締役の報酬額決定の 件	51,805	2,833	-	(注) 1	可決 92.41

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。